

あつさぶ町「宅地分譲」

厚沢部町では、定住化と持ち家の促進を図るために、「緑町第2次分譲地」を販売しております。
希望される方は、次の事項をご確認のうえ申し込み下さい。

残り1区画

1. 宅地の概況

- (1) 分譲場所・地目 檜山郡厚沢部町緑町162番地2・宅地
- (2) 分譲区画数 20区画（うち19区画は分譲済み）
- (3) 分譲区画価格 裏面をご覧ください
- (4) 宅地の環境
 - ・団地内の道路舗装済み
 - ・水道管理設済み
 - ・下水道管、公共樹は各区画ごとに整備済み
 - ・光回線サービス利用可能
 - ・道の駅あつさぶ、親水公園、土橋自然観察教育林（レクの森）の近傍
 - ・厚沢部町の原水は100%の湧水です。（水道水はおいしく基本料金も安い！）
 - ・子育て支援も充実しています。



2. 申込者の要件

申込者は、次に掲げる全ての要件を備えている方に限ります。

- (1) 厚沢部町に住居を構えている者及び住居を構える意志のある方。
- (2) 土地の譲渡後5年以内に確実に自己又は同居の親族の住宅等を建設する方。
- (3) 土地の売買代金を確実に支払いできる方。

3. 申込方法

申し込み希望の方は、役場備え付け又はホームページから申込書をダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ、住民票謄本・所得証明書を添付し、総務財政課経理管財係まで提出してください。

4. 宅地の売払いの条件

- (1) 契約保証金 契約締結と同時に、契約額の100分の10以上の契約保証金を納付していただきます。
- (2) 売買代金の納付 売買代金は、町の指定期日（20日以内）までに一括納入。なお、契約保証金を充当することも出来ます。
- (3) 所有権の移転 売買代金を完納したときに所有権を移転します。ただし、所有権の移転と同時に7年間の買戻特約を付します。
- (4) 土地の返還等 土地の取得後5年以内に自己の住宅を建設しない場合には、当該土地を町に返還していただきます。なお、売買代金は還付しますが、利子は付しません。また他人に譲渡することは一切できません。



5. 契約の解除

次に掲げる場合には、契約を解除することになりますので、十分留意してください。

- (1) 譲受人が譲受けの取りやめを申し出たとき。
 - (2) 売買代金を期日までに支払わなかったとき。
 - (3) 資格を得るため、不正行為等により宅地を譲受けたとき。
- 以上により契約を解除した場合、特別の事情がない限り契約保証金は還付いたしません。

案内図



緑町分譲地

緑町

← 江 差

函 館 →

ここがポイント！！

●自己の居住用の住宅を新築又は購入する人を対象に奨励金を交付します●
(令和9年3月31日まで)

厚沢部町持家建設
促進奨励金制度

1. 100万円支給 (50万円増額しました!)

●住宅を新築又は購入した場合。

2. 100万円追加 (50万円増額しました!)

●町内業者（商工会員に限る。）による施工の場合。
(商工会発行の商品券【千円分を1000枚】を交付します。)

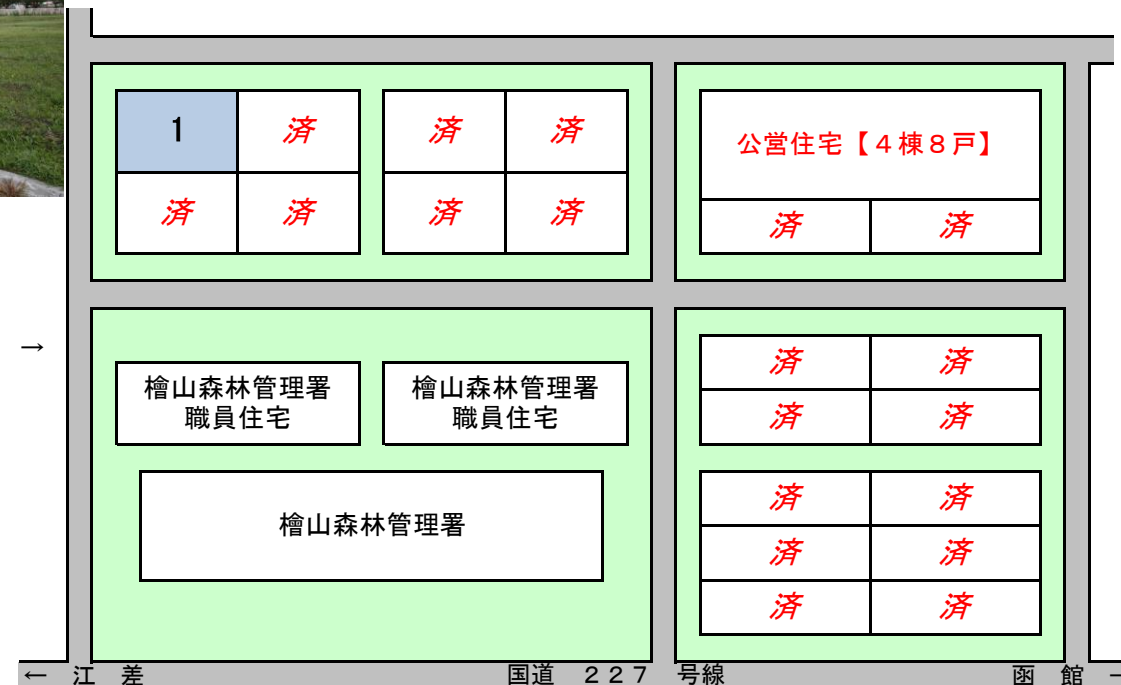
3. 30万円支給

●老人世帯と同居する住宅を新築又は購入し、現に同居している場合。
(居住開始後1年間、現に同居していることを確認した後に交付します。)

4. 30万円・50万円支給

●子ども（中学3年生までに限る。）と同居する住宅を新築又は購入し、
現に同居している場合。
(1)子ども1人の場合 30万円 (2)子ども2人以上の場合 50万円

分譲図



面積と価格はこちら

番号	面 積	価 格
1	436.20㎡ (131.95坪)	5,937,750円

詳しいお問い合わせ先は・・・
厚沢部町役場総務財政課経理管財係
☎(0139)-64-3311(内線119番)